

別記様式（第2条関係）

## 会 議 結 果 報 告 書

令和4年1月18日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和4年1月18日（火） 9時55分～10時40分
開催場所	第3庁舎 4階 庁議室
出席者職氏名	〔担当部課〕 中森都市整備部長、加藤建築開発課長、吉野建築開発課副課長、神建築開発課主任 〔政策推進会議メンバー〕 尾崎総合行政部長、川幡総務部長、榎本人事課長、近藤財政課長、外立秘書政策課長 〔関係部課〕 村山市民生活部長、石塚産業観光課長、滝田都市計画課長、細田道路課長 <p style="text-align: right;">（計13人）</p>
欠席者職氏名	松永市長公室長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
説明員職氏名	加藤建築開発課長 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	志木市景観計画の改定について
結 果	指摘事項の修正を行い、庁議に付議することとなった。
事務局職員職氏名	松田秘書政策課副課長、平間秘書政策課主査
その他必要事項	

## 会議内容の記録（会議経過、結論等）

### 1 開会

外立秘書政策課長が開会を告げる。

### 2 審議事項（政策推進会議メンバーはメンバーと表記する。）

<志木市景観計画の改定について>

- ・加藤建築開発課長より、「志木市景観計画」の改定について概要を説明後、審議を行った。

### ○概要説明

現行の「志木市景観計画」を策定してから約10年が経過し、その間まちの様子も様変わりしていることから、景観に対する社会情勢の変化や新たな行政ニーズ等に対応していくため、この度「志木市景観計画」を改定するものである。

改定のポイントとしては、以下の6点である。

#### （1）景観形成重点地区（3つのエリア）及び景観形成推進地区の指定

一般景観形成区域及び河川景観形成区域の中でも、重点的に良好な景観の形成を誘導する必要がある地区として、以下の3つの地区を指定した。

##### ・景観形成重点地区

- ①志木駅東口周辺エリア
- ②本町通りエリア
- ③新河岸川・柳瀬川周辺エリア

##### ・景観形成推進地区

- ①一般国道254号バイパス沿道エリア

#### （2）届出対象・規模の見直し

届出対象行為として、「景観計画の基準に適合していない物件の同色の塗替」を新たに追加した。また、一般景観形成区域については、「1,000㎡以上の規模の開発行為」を新たに届出の対象として追加した。さらに、景観形成重点地区においては、建築物については「全て」を届出の対象にするとともに、「表示面積が1㎡を超える屋外広告物の掲出」を届出対象として追加した。

#### （3）事前協議（景観アドバイザー制度）

届出の手続きの流れとして、新たに、事前協議、景観アドバイザー制度を追加した。良好な景観形成を誘導するためには、建築行為等に対する届出制度等の協議において、専門的な経験や知見が必要であることから、景観アドバイザー制度を創設し、必要に応じて、届出に対する相談や助言を行うもので

ある。

(4) 屋外広告物の誘導方針の設定

「屋外広告物設置に関する誘導方針」＋輝度に関する目標基準を追加

(5) 色彩基準の見直し

河川景観形成区域において制限される色彩の見直しを行った。

(6) 既往計画との連携

本市において、中心市街地活性化や空き家・空き地対策などをはじめとするまちづくりの施策が推進されていることから、これらの取組と連携を図り、効果的に良好な景観形成の実現を目指していく。

### ○質疑

メンバー：本計画に強制力はないのか。

担当部課：強制力はない。協議をする上で本計画が必要なため設けたものである。

関係部課：重点エリア3つの周知についてどのように行うのか。

担当部課：商工会に協力をいただきたいと考えている。

関係部課：住民説明会を実施する予定はあるのか。

担当部課：検討する。

メンバー：中心市街地の中には、住宅地も混在しているので、住民への周知と自覚を促していかななくてはならない。

担当部課：令和4年度に条例改正を行い、令和5年4月以降に条例の施行を予定しているため、その間に周知を図りたい。

メンバー：素案P17、7.5R、7.5Yといっても分かりにくいので、説明書きを追加した方がよい。

メンバー：「◇具体的にはYR～」と言われてもYRが何を示すのか理解できない。

担当部課：Yは黄系、Rは赤系などと注釈を入れ、本文を修正する。

メンバー：中心市街地活性化基本計画とリンクさせるべき。

関係部課：中心市街地活性化の具体的な事業はこれから検討するが、提案制度や表彰制度を取り入れていきたい。

### ○結論

指摘事項の修正を行い、庁議付議することとなった。

## 3 閉会

外立秘書政策課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。